

## ■定期報告の取扱団体

下記の団体では独自の業務として、所有者等の依頼に応じて定期報告に係る  
手続代行サービス（報告書用紙の配布、報告書提出前の内容チェック、報告書  
の提出、所有者等への副本の返送など）を行っておりますので、御利用を希望  
される場合は、下記の団体にお問い合わせください。

### ◎ 建築物・建築設備の手続について

一般社団法人 北海道建築士事務所協会小樽支部 事務局

TEL0134-65-7956

〒047-0024 小樽市花園3丁目15番8号 メルリアン・オフィス内

※特定建築物の調査資格者、建築設備の検査資格者の紹介等の業務も行って  
います。

### ◎ 昇降機・遊戯施設の手続について

一般財団法人 北海道建築指導センター

TEL011-241-1895

(HP：<http://www.hokkaido-ksc.or.jp/>)

〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌三条ビル8階

※1. エレベーター等に掲示している「定期検査報告済証」は、建築指導セ  
ンターの業務の中で発行（検査結果が良好な場合のみ）しています。定期  
報告書を小樽市に直接提出された場合は、この「定期検査報告済証」は発  
行されませんので御注意願います。

2. 休止・撤去・使用開始・変更の届出についても上記センターにて受け  
付けております。